



来年度の入園児を募集します

平成29年度保育園入園申し込みのご案内

保育の認定申請および保育施設利用申込申請を次の要領で行います。申請書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出ください。

保育園とは

0歳から小学校に入学するまでの乳幼児を持つ保護者の方の就労や、病気のために、昼間乳幼児の保育をすることができないとき、保護者に代わって保育するところです。

入園できる児童

保護者や家庭が次のいずれかの事情に該当する場合です。

- ① 就労 家庭内外で日常の家事以外の仕事をする場合
- ② 妊娠中であるか出産後間もない場合 母親が出産間近であるか、出産後間もない場合
- ③ 保護者の病気 病気が、心身に障がいがある場合
- ④ 病人の看護 同居の親族(長期入院など)をしている親族を含む)を常時看護している場合
- ⑤ 災害復旧

家庭が、火災、風水害、地震などの災害を受け、その復旧に当たっている場合

⑥ 父母が求職中

原則3か月となります。長期間の求職になる場合は、ハローワークなどの公的な証明が必要です。

⑦ 学生など

学校などに在学中若しくは職業訓練を受けている場合

⑧ 虐待・DV

児童虐待を行っている恐れがあること。配偶者からの暴力により、保育が困難であると認められること。

⑨ 育児休業

育児休業中で、育児休業に係る子ども以外の保育が引き続き必要であると認められること。

保育時間の認定

両親の就労時間の状況などで、保育時間の認定を受けます。

◆ 保育標準時間

(保育時間が最長で1日11時間)



【お問い合わせ先】

町民環境課 町民環境係

☎ 52・5851 (直通)

【町内の保育施設】

○ 公立

常葉保育所 ☎ 62・2232

○ 私立

ダーナ保育園 ☎ 62・2010

月乃輪保育園 ☎ 52・1568

東光保育園 ☎ 52・1823

宮原慈光保育園 ☎ 62・4435

吉野保育園 ☎ 62・4130

ひかわ保育園(小規模保育事業所)

☎ 62・4151

育てよう!! 地域の子ども

くまもと家庭教育支援条例

家庭は教育の原点です。本県では、全国に先駆けて「くまもと家庭教育支援条例」を制定し、県民みんなで家庭教育の支援に取り組んでいます。

保護者の役割(第6条)

休日には、子どもと一緒に遊びましょう。親子の会話を楽しみましょう。子どもの行事に参加しましょう。

地域の役割(第8条)

地域の行事に子どもを参加させましょう。地域の歴史や伝統を子ども達に伝えていきましょう。

学校の役割(第7条)

家庭・地域と連携して、子どもの生活習慣、自立心、心身の調和のとれた発達を育みましょう。家庭教育講座(「親の学び」講座)を実施しましょう。

事業者の役割(第9条)

従業員のワークライフバランスに努めましょう。家庭教育を支援する取組みをしましょう。(研修会、子育て講座等)

子ども達の健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指しています。

熊本県教育庁教育総務局社会教育課 TEL:096-333-2698 FAX096-333-0089  
Eメール:shakaikyoku@pref.kumamoto.lg.jp

両親の就労時間が月120時間以上、妊娠・出産、災害復旧、虐待・DVなど。

◆ 保育短時間

(保育時間が最長で1日8時間)  
両親の就労時間が月120時間未満、求職活動中、育児休業中など。

受付期間

12月1日(木)～12月28日(水)

申請書の備え付けと提出先

水川町役場町民環境課、宮原振興局総務振興課、ダーナ保育園、月乃輪保育園、東光保育園、吉野保育園、宮原慈光保育園、ひかわ保育園、常葉保育所

必要書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- 申請書の両面を記入ください。
- 児童1人につき1枚
- ② 障害者手帳写し、診断書
- 本人、同居者が障がい者、保護者の病気などで利用希望の場合
- ③ 雇用(雇用予定)証明書
- 新規に利用を申請される方と転職などで本年度と状況が変わった方が必要になりますので、申請時に一

緒にご提出ください。

④ 課税台帳記載事項証明書

新規に利用を申し込まれる方で、平成28年1月2日以降に転入された方は保育料の決定のために必要です。  
※②③④は1世帯につき1組必要です。

結果の通知

申込をいただいてからすぐに各保育園との入園調整を行いますので、保育園利用の決定については2月中旬に保護者あてに通知します。

なお、町外保育園を希望されている場合は、保育園所在の市町村との協議になりますので、どうしても町内保育園よりも決定が遅くなり、3月中旬くらいになる場合もあります。

希望者多数のため希望する保育園の利用ができない場合もあります。あらかじめご了承ください。

利用者負担額(保育料)の算定方法

保護者の前年分の住民税所得割額で8月分までの負担額を決定し、9月以降は当年分の住民税所得割額で負担額を決定します。

きょうだい同時に2人以上入園される場合は、2人目は半額、3人目は無料になります。

公立保育所、私立保育園共に利用